

請第 25 号 (厚生常任委員会付託)

受理年月日 平成 20 年 3 月 6 日

紹介議員 藤川 隆夫

請願者 熊本県製薬協会

(要旨)

薬事法改正に基づく改正施行規則の公布により、一般用医薬品の通信販売等が、作用の緩和な第三類医薬品のみ限定されましたが、これまで通信販売を行ってきた伝統薬(第二類医薬品:注1)についても、販売が存続できるよう国に対して意見書を提出していただきたく請願するものです。(注1)漢方薬、かぜ薬、せき止め、鎮痛薬など

(理由)

このたび、改正薬事法(平成18年法律第69号)の施行に伴い、平成21年2月6日に公布された薬事法施行規則の一部を改正する省令は、熊本県内の医薬品製造販売業者の長い歴史の中で、患者の方の求めに応じた郵便等販売(通信販売)により、直接、漢方製剤である伝統薬(第二類医薬品)の販売を行ってきた従来の販売方法を認めないという大変厳しいものとなっております。

本県内には、古来から伝統薬を製造販売する医薬品製造販売業者8社が存在し、現在では、全国に広がっている患者の方(約55,550人)に供給しており、古くは300年以上にわたり、製造販売され、患者の方の病気の治療や健康回復に役立っています。県内の伝統薬企業においては、自社製品を知り尽くした薬剤師が詳細に薬剤情報を提供しており、その安全性も十分に担保された医薬品であり、これまでも消費者からの健康被害等は報告されておらず、医薬品販売業者等が店舗で行う対面販売に勝るとも劣らないものと考えております。

このままでは、現在、患者さんが服用しておられる当該伝統薬を供給出来なくなり、また、各企業とも全国各地への販路を持たないため、患者さんが近くの医薬品販売業者から購入することも困難となり、今後、患者さんの治療の選択肢を狭め、伝統薬の購入や伝統薬による治療の機会を奪うものとなります。

更に、各企業は零細なところが多く、通信販売による販売額が営業利益のほとんどを占めており、製造品目数(8企業:56品目)も少なく、今回の省令に対応するための新たな店舗開設や、全国の医薬品販売業者への販路開拓は、非常に困難な状況にあります。

従いまして、これまでの通信販売が認められなくなると、企業倒産を来し、何の過失もない数百名の従業員を解雇せざるを得ない環境を作り出すような、今回の省令公布には、到底納得できません。

つきましては、県内の伝統薬製造販売業者の実情をご理解の上、このたびの省令に規定された「郵便等販売」を第三類医薬品のみ限定せず、第二類医薬品である伝統薬についても販売できるようお力添えを賜り、国に対して同趣旨の意見書を提出していただくようお願いいたします。